

高齢難聴者の補聴器購入助成への公的な補助制度を求める意見書

70歳を超えると約半数の方が難聴になるとと言われています。超高齢化社会を迎える日本では、約1,000万人が難聴者と言われています。難聴になると、家族の会話に入れないとばかりでなく、社会的な孤立によってますます認知機能が低下し、心身の健康や生活の質にも大きく影響し、健全な人生を送るのが困難になります。

難聴者には補聴器が有効ですが、価格が異常に高価な上に、専門医による調整が必要などから欧米に比べると利用率が低いのが現実です。このような現実の中で、全国で自治体による補聴器購入の助成制度が進んでいます。令和7年9月1日の時点で、全国420を超える自治体で実施されています。全国では現物支給や10万円の上限を超える助成や、新潟県では耳鼻咽喉科学会の要請で県内の全自治体で実現しています。

年齢を重ねるごとによる難聴は、程度の差こそあれ、誰しも避けられない生理的な変化であり、高齢者の尊厳に関わる問題です。高齢者になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごせることが大事です。

よって、政府におかれましては、認知症や健康寿命の延伸につながる補聴器が活用できるよう、以下の項目について、強く要望します。

- 1 高齢難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設すること。
- 2 補聴器購入時から継続的に身近な場所で相談や機器の調整が可能となるよう、専門技術者の養成や資質向上など、補聴器の適切な利用のために環境整備を行うこと。
- 3 市町が行う高齢者の健康診断項目に聴力検査を加えるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 1 月 16 日

尾道市議会

関係行政庁あて